



愛媛賃審発第 2511 号
令和 6 年 9 月 4 日

愛媛労働局長
常盤 剛史 殿

愛媛地方最低賃金審議会
会長 森本 明宏

愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和 6 年 7 月 8 日付け愛媛労発基 0708 第 4 号をもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった、下記業種に係る愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、下記のとおり
の結論に達したので答申する。

記

最低賃金の件名	必要性の有無
愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金	改正決定することを必要と認める
愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	改正決定することを必要と認める
愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	改正決定することを必要と認める
愛媛県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金	改正決定することを必要と認める



愛媛労発基 0904 第 1 号
令和 6 年 9 月 4 日

愛媛地方最低賃金審議会
会長 森本 明宏 殿

愛媛労働局長
常盤 剛史

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

最低賃金の件名等	
愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金	平成 20 年愛媛労働局最低賃金公示第 5 号
愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	平成 20 年愛媛労働局最低賃金公示第 2 号
愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	平成 20 年愛媛労働局最低賃金公示第 3 号
愛媛県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金	平成 20 年愛媛労働局最低賃金公示第 6 号